

令和2年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和2年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第1号（6月9日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○表彰状伝達式	8
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○報告第2号～議案第50号の一括上程、説明	10
○議案等の質疑	17
○議案の委員会付託	17
○散会の宣告	18

第2号（6月26日）

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	20
○欠席議員	20
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	20
○議会事務局職員	20
○開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○議案第35号～議案第50号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	21
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	27

○選挙第 6 号の上程、採決	2 9
○委員会の閉会中の継続調査申出について	3 0
○閉会の宣告	3 1
○署名議員	3 3

那珂市告示第102号

令和2年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年6月1日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和2年6月9日(火)

2. 場 所 那珂市議会議場

令和2年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月9日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明 6. 議案質疑 7. 議案の委員会付託
			午後 1時	全 員 協議会	1. 全員協議会
第2日	6月10日	水		休 会	(議事整理)
第3日	6月11日	木		休 会	(議事整理)
第4日	6月12日	金		休 会	(議事整理)
第5日	6月13日	土		休 会	
第6日	6月14日	日		休 会	
第7日	6月15日	月		休 会	(議事整理)
第8日	6月16日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月17日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	6月18日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	6月19日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	6月20日	土		休 会	
第13日	6月21日	日		休 会	
第14日	6月22日	月		休 会	(議事整理)
第15日	6月23日	火		休 会	(議事整理)
第16日	6月24日	水		休 会	(議事整理)
第17日	6月25日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
第18日	6月26日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	原 田 陽 子 君	2番	小 泉 周 司 君
3番	小 池 正 夫 君	4番	福 田 耕 四 郎 君
5番	石 川 義 光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和 男 君	8番	富 山 豪 君
9番	花 島 進 君	10番	寺 門 厚 君
11番	木 野 広 宣 君	12番	古 川 洋 一 君
13番	萩 谷 俊 行 君	14番	勝 村 晃 夫 君
15番	武 藤 博 光 君	16番	笹 島 猛 君
17番	君 嶋 寿 男 君		

不応招議員（なし）

令和2年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月9日）

令和2年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月9日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程説明
- 報告第 2号 専決処分について(訴えの提起)
- 報告第 3号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 4号 令和元年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 7号 令和元年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 8号 令和元年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 議案第35号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第36号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第37号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第38号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第39号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第40号 専決処分について(那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第41号 専決処分について(那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例)
- 議案第42号 専決処分について(令和2年度那珂市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第43号 専決処分について(令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号))
- 議案第44号 専決処分について(令和2年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号))
- 議案第45号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する

条例の一部を改正する条例

議案第46号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第47号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第2号）

議案第48号 建設工事請負契約の締結について

議案第49号 物品売買契約の締結について

議案第50号 権利の放棄について

日程第4 議案等の質疑

日程第5 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	加藤裕一君	市民生活部長	桧山達男君
保健福祉部長	川田俊昭君	産業部長	高橋秀貴君
建設部長	中庭康史君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	山田三雄君
会計管理者	清水貴君	農業委員会 事務局 局長	海老澤美彦君
総務課長	飛田良則君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊 莊一 君	事務局次長	横山 明子 君
次長補佐 (総括)	大内 秀幸 君	次長補佐	三田寺 裕臣 君
書記	小泉 隼 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長（福田耕四郎君） 会議に先立ちまして、茨城県市議会議長会から多年にわたる地方自治功勞に対し、表彰並びに感謝状の贈呈がありましたので、伝達を行います。

このたび、2名の市議会議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰並びに感謝状の贈呈を受けました。誠におめでたく、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

それでは、直ちに伝達を行います。

名前を読み上げますので、前に進んでいただきます。

茨城県市議会議長会表彰者、8年以上在職議員として、議席番号10番、寺門 厚議員、感謝状贈呈者として、議席番号17番、君嶋寿男議員でございます。

それでは、伝達式を行います。

受賞者の皆さん、おめでとうございます。

まず最初に、寺門 厚殿。

表彰状 那珂市議会議員 寺門 厚殿

あなたは市議会議員の職にあること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よってここに表彰します。

令和2年4月20日

茨城県市議会議長会 会長 安藏 栄

代読。

おめでとうございます。

続きまして、

感謝状 前茨城県市議会議長会副会長 前那珂市議会議員 君嶋寿男殿

あなたは、本会副会長として会務の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに感謝状を贈呈して深甚な謝意を表します。

令和2年4月20日

茨城県市議会議長会 会長 安藏 栄

代読。

おめでとうございます。

それでは、ここで受賞者を代表いたしまして、寺門 厚議員より謝辞をお願いいたします。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） それでは、受賞者を代表しまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま表彰いただきまして、大変うれしく思っております。

長年にわたりまして、この議会活動、それから市民への様々な提案やら施策提言、そしていろんな諸活動に対しまして、市民の皆様をはじめ、関係各位の多大なるご支援、ご指導を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今、那珂市は持続可能な自治体の経営、あるいは市議会におきましても、開かれた議会から信頼される議会へと変わることが要求されております。そのために大変多くの課題を抱えております。

これからも皆様方のご協力、ご支援、ご指導を賜りまして、しっかりと那珂市発展、そして那珂市議会を市民から信頼される議会へと発展させていきたいと、そのために尽力してまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上で、簡単ですが、お礼の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 受賞されました各議員におかれましては、誠におめでとうございます。

以上で伝達式を終了をいたします。

自席にお戻りを願います。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） それでは、議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付をしてあります。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されましたので、ご報告をいたします。

監査委員から、令和2年3月から5月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出をされておりますので、ご報告をいたします。

次に、市長から那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類が、お手元に配付してありますとおりに提出されておりますので、ご報告をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 続いて、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、小池正夫議員、5番、石川義光議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月26日までの18日間に決定をいたします。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、萩谷俊行委員長から同委員会の決定事項として報告をされております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎報告第2号～議案第50号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、報告第2号から議案第50号まで、以上23件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和2年第2回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より、議員の皆様には市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

ただいまは、茨城県市議会議長会より議員在職8年以上による表彰で寺門 厚議員、また前茨城県市議会議長会副会長の君嶋寿男議員に感謝状の表彰伝達がございました。顕彰の栄に浴されましたお二人の議員各位に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後とも自治発展のため、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、我々の生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症に関しましては、県の判断指標がステージ1に引き下げられましたものの、新型コロナウイルスが終息したわけではございません。第2波を呼び込まないために、市といたしましても、マスクの全世界帯配布や除菌効果のある次亜塩素酸水の定期的な供給など、様々な対策を講じているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に多大な影響を与えていることに鑑み、県内では県知事や首長をはじめ、特別職が給与や期末手当の削減を表明しているところでございます。私としましても、厳しい状況に直面している市民の皆様の痛みに寄り添うため、そしてコロナ対策の財源等に充てるため、市長の6月の期末手当を20%、副市長、教育長については10%を削減する議案を今定例会中に提出したいと考えております。

今まで経験したことのない大変厳しい状況ですが、皆様と一緒に乗り越えていくために、引き続きご協力をお願い申し上げます。

令和2年第2回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました事案のうち、報告が7件、議案として専決処分に係るものが10件、条例の一部改正が2件、令和2年度一般会計補正予算が1件、その他が3件の計23件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分について（訴えの提起）。

那珂市平野字平野1229番5の土地の名義変更手続がされておらず、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求を行う訴えを提起したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続いて、3ページをお開き願います。

報告第3号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和2年5月13日に菅谷地内で発生した、除草作業中に警備センサーケーブルを切断した

物損事故について、賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において、平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続いて、5ページをお開き願います。

報告第4号 令和元年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

財産管理事務費、災害廃棄物対策事業、ごみ啓発等推進事業、被災農業者支援事業、道路改良舗装事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、小学校施設整備事業、G I G A（ギガ）スクール推進事業、芳野小学校屋内運動場大規模改造事業、菅谷東小学校屋内運動場大規模改造事業、中学校施設整備事業、単独災害復旧事業、農地・農用施設補助災害復旧事業、農地・農用施設単独災害復旧事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。

報告第5号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

公共下水道整備事業、那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、7ページをお開き願います。

報告第6号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

補助災害復旧事業、単独災害復旧事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

報告第7号 令和元年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

防災設備整備事業に係る継続費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、9ページをお開き願います。

報告第8号 令和元年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について。

木崎浄水場更新工事及び後台浄水場地下水系改良工事に係る継続費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、議案について概要を説明いたします。

10ページをお開き願います。

議案第35号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日より施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、固定資産税に関して、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合において、事前に使用者に対し通知をした上で、使用者を所有者とみなして課するこ

とができる制度の拡大、登記または補充課税台帳に所有者として登記、または登録がされている個人が死亡している場合等において、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の新設を行うものでございます。

たばこ税に関して、卸売販売業者等において、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする等の手続の簡素化を行うものでございます。

その他について、法律改正に伴う項ずれの修正、改元対応等を行うものでございます。

続いて、44ページをお開き願います。

議案第36号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、公布日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容としては、固定資産税に関しては、中小事業所等の保有する設備や事業用家屋について、令和3年度の課税標準価格を売上高の減少率に応じ、30%以上50%未満の減少の場合は2分の1に、50%以上の減少に対してはゼロにする減免措置を追加、中小事業者等が新たに投資した先端設備として該当する資産を対象に、一定の事業用家屋及び構築物も追加をし、固定資産税免除期間についても2年延長し、3年間とするものでございます。

軽自動車税に関しては、環境性能割税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月間延長し、令和3年3月31日までに取得したものに適用期間の延長を行うものでございます。

徴収の猶予制度の特例に関しては、令和2年2月以降の収入に相当な減少があり、納税が困難である事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予を適用できる特例を設けるものでございます。

続いて、51ページをお開き願います。

議案第37号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容としては、変電または送電施設等に対する特例の廃止、浸水被害軽減地区内の都市計画税を3分の2に軽減を行う制度の新設、項ずれの修正・改元対応等を行うものでございます。

続いて、65ページをお開き願います。

議案第38号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、公布日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容としては、地方税法附則第61条（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）の新設に伴い、中小事業者等の保有する設備や建物等について、令和3年度の都市計画税、課税標

準価格を売上高の減少率に応じ、30%以上50%未満の減少の場合には2分の1に、50%以上の減少に対してはゼロとする改正を行うものでございます。

続いて、71ページをお開き願います。

議案第39号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の賦課限度額引上げ及び減額における控除額を拡大するものでございます。

続いて、80ページをお開き願います。

議案第40号 専決処分について（那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の創設に伴う茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としては、茨城県後期高齢者医療広域連合の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の創設に伴い、市において行う事務に傷病手当金に係る申請書の受付を追加するものでございます。

続いて、85ページをお開き願います。

議案第41号 専決処分について（那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、労働者が感染した、あるいは感染の疑いも含む場合に、その療養の期間中、一定の収入が確保できるようにし、休みやすい環境を整えることで感染拡大防止に資するため、傷病手当金の支給に関する条例を制定するものでございます。

続いて、91ページをお開き願います。

議案第42号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第1号））。

予算総額に、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、歳入歳出それぞれ61億7,100万円を追加し、269億7,100万円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、業務継続ICT環境整備事業において、WEB会議システム等の構築に係る備品購入費等を計上し、庁舎管理事業において、感染予防に係る消耗品費等を増額し、備品購入費を計上するものでございます。

民生費については、特別定額給付金事業において、国による1人10万円の給付に係る交付金等を、子育て世帯への臨時特別給付金事業において、国による児童手当受給者への給付に係る交付金等を、また、市独自の支援として、ひとり親家庭等臨時応援給付金事業において、

児童扶養手当受給世帯等への上乗せ給付に加え、国の給付対象外である高校生等への給付に係る交付金等それぞれ計上するものでございます。

また、障害福祉サービス給付事業において、特別支援学校等の臨時休校に伴う通所サービスに係る扶助費を、民間保育所等支援事業において、感染予防対策に係る補助金を、学童保育事業において、民間学童保育所の臨時開所及び感染予防対策に係る補助金等をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業において、妊婦、独居高齢者等へのマスク配布等に係る消耗品費及び次亜塩素酸水生成装置等の整備に係る備品購入費等を計上し、休日診療委託事業において、感染予防のため、小児科の休日診療実施に伴う委託料を増額するものでございます。

農林水産業費については、農業者緊急応援事業において、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受けている農業者への支援としての交付金等を計上するものでございます。

商工費については、商工業者緊急応援事業として、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受けている商工業者に対して、国・県施策の拡充支援としての交付金等を計上するものでございます。

消防費については、常備消防東署管理事業において、感染予防に係る消耗品費を増額するものでございます。

教育費については、小学校感染症臨時対策事業、中学校感染症臨時対策事業において、学校再開後の授業をサポートする指導員に係る報酬等を、小学校・中学校それぞれのGIGAスクール推進事業において、国の方針を受け、前倒しで整備するタブレット端末購入に係る備品購入費等をそれぞれ計上するものでございます。

予備費については、感染予防対策として、不測の支出に備え増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金等を増額するものでございます。

続いて、92ページをお開き願います。

議案第43号 専決処分について（令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号））。

予算総額に、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、歳入歳出それぞれ530万5,000円を追加し、51億6,530万5,000円とするものでございます。

歳出の内容については、保険給付費において、傷病手当金への給付に係る負担金等を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰入金を増額するものでございます。

続いて、93ページをお開き願います。

議案第44号 専決処分について（令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補

正予算（第1号））。

予算総額に、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、歳入歳出それぞれ56万5,000円を追加し、47億56万5,000円とするものでございます。

歳出の内容については、総務費において、郵送申請に係る通信運搬費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を増額するものでございます。

続いて、94ページをお開き願います。

議案第45号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

企業が税制上の特別措置を受ける場合には、県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける必要がありますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令の改正により、その期限が令和2年3月31日から令和4年3月31日に延長されたことに伴い、改正をするものでございます。

続いて、99ページをお開き願います。

議案第46号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

介護保険法施行令の改正により、消費税率の引上げに合わせ、令和元年度及び令和2年度において、低所得者の保険料軽減強化が実施されることに伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、また、介護保険法第63条の規定により保険給付が制限される刑事施設被収容者について、同法第142条の規定に基づき保険料の減免を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、令和2年度一般会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算の予算書をご覧いただきたいと思っております。

議案第47号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,210万9,000円を追加し、269億8,310万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、支所庁舎管理事業において、支所庁舎及び付属庁舎の外壁雨漏り修繕に係る修繕料を増額し、コミュニティ助成事業において、まちづくり委員会への助成金を計上するものでございます。

民生費については、生活保護総務事務費において、制度改正に伴うシステム改修に係る委託料を増額し、児童手当支給事務費において、マイナンバーを用いた情報連携に伴うシステム改修に係る委託料を、地域ケア基盤整備推進事業において、在宅医療サービス事業所開設に係る機器整備への補助金をそれぞれ計上するものでございます。

農林水産業費については、産地パワーアップ事業において、カンショ農家の機械導入等への補助金を計上し、畜産振興事業において、豚熱（ぶたねつ）予防ワクチン接種に係る手数

料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものでございます。

続いて、106ページをお開き願います。

議案第48号 建設工事請負契約の締結について。

瓜連体育館大規模改修工事を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、108ページをお開き願います。

議案第49号 物品売買契約の締結について。

西消防署配備の高規格救急自動車を更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、110ページをお開き願います。

議案第50号 権利の放棄について。

中央公民館施設清掃業務委託契約の解除により発生した違約金について、受託者の破産により回収不能となったため、不納欠損処分をするに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎議案等の質疑

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、議案等の質疑を行います。

報告第2号から議案第50号までの以上23件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第2号、報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告第4号から報告第6号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第7号については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告第8号については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、報告事項となっておりますので、以上7件は報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第35号から議案第50号までの以上16件につきましては、お手元に配付

しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、全員協議会を開催いたしますので、この本会議場で11時開会といたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

散会 午前10時40分

令和2年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月26日）

令和2年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年6月26日(金曜日)

- 日程第 1 議案第35号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
議案第36号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
議案第37号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第38号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第39号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第40号 専決処分について(那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
議案第41号 専決処分について(那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例)
議案第42号 専決処分について(令和2年度那珂市一般会計補正予算(第1号))
議案第43号 専決処分について(令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号))
議案第44号 専決処分について(令和2年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号))
議案第45号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第46号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第47号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
議案第48号 建設工事請負契約の締結について
議案第49号 物品売買契約の締結について
議案第50号 権利の放棄について
- 日程第 2 議案第51号 那珂市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例
- 日程第 3 議案第52号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 選挙第 6号 那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	加藤裕一君	市民生活部長	桧山達男君
保健福祉部長	川田俊昭君	産業部長	高橋秀貴君
建設部長	中庭康史君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	山田三雄君
会計管理者	清水貴君	農業委員会事務局長	海老澤美彦君
総務課長	飛田良則君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐	三田寺裕臣君
書記	小泉隼君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） それでは、ただいまより定例会本会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局長、職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしてあります。

◎議案第35号～議案第50号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、議案第35号から議案第50号までの以上16件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、付託事件でございます。

議案第35号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）外8件でございます。

次に、結果でございます。

議案第35号から議案第38号及び議案第42号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第45号及び議案第47号から議案第49号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第35号及び第37号は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行するものです。

議案第36号及び第38号は、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、公布の日から施行するものです。

議案第42号及び第47号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第45号は、企業が税法上の特別措置を受ける場合に必要な県の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限が令和2年3月31日から令和4年3月31日に延長されたことに伴い、条例を改正し、公布の日から施行するものです。

議案第48号は、瓜連体育館大規模改修工事に係る建設工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第49号は、西消防署配備の高規格救急自動車の更新に係る物品売買契約を締結するため、地方自治法及び条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、産業建設常任委員会、大和田和男委員長、登壇を願います。

〔産業建設常任委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大和田和男君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第42号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第1号））外1件でございます。

次に、結果でございます。

議案第42号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第47号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第42号及び第47号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、教育厚生常任委員会、富山 豪委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会からご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第39号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）外9件でございます。

次に、結果でございます。

議案第39号から第44号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第46号、第47号及び第50号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第39号は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するもので、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引上げ及び減額において、控除額を拡大するものであります。

議案第40号は、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するに伴い、那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、茨城県後期高齢者広域連合の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の創設に伴い、傷病手当金に係る申請書の受付を追加するものです。

議案第41号は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、労働者が感染した場合、療養期間中に一定の収入が確保できるよう、休みやすい環境を整えることで感染拡大防止に資するため、傷病手当金の支給に関する条例を制定するものです。

議案第46号は、介護保険法施行令の改正により、消費税率の引上げに合わせ、令和元年度及び令和2年度において、低所得者の保険料軽減強化が実施されることに伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するための、また介護保険法の規定により、保険給付の制限がされる刑事施設の被収容者について保険料の減免を行うため、改正を行うものです。

議案第50号は、中央公民館施設清掃業務委託契約の解除により発生した違約金について受託者の破産により回収不能となったため、不納欠損処分をするに当たり議会の議決を求めるものです。

議案第42号及び第47号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第43号、第44号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で各常任委員長からの報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございますか。

笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 富山教育厚生常任委員長にちょっとお伺いします。

議案第50号なんですけれども、これちょっと意味がよく分からないんですけれども、中央公民館清掃業務契約の解除により発生した違約金、これが受けた者が破産して回収不能になったと、不納欠損したから結果的には免除してくれということなんですけれども、ちょっと事細かな理由を教えてほしいんですけれども、これは違約金が発生したということは、その前に契約上の違約金なのか、そして破産したから契約上の違約金をどのぐらいの金額で、どのぐらいの違約金のあれで、なぜ不納欠損になってしまうのか、よろしくお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 富山委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 契約を1月に実施をいたしました。契約期間が4月1日であり、その前に辞退届が出されて、そのときに発生した契約上の違約金であります。その金額が79万7,000円と伺っております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうすると、実害はないということで契約上のあれで、あと金額をちょっと教えてほしかったんですけれども、それもお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 富山委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 実害というよりも契約上の違約金でありまして、79万7,000円という違約金ですが、相手側の破産によりその部分を放棄するというのを伺っております。

○議長（福田耕四郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第35号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第36号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第37号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第38号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第39号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第40号 専決処分について（那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）、議案第41号 専決処分について（那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例）、議案第42号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第1号））、議案第43号 専決処分について（令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号））、議案第44号 専決処分について（令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号））について、以上10件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委

員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第44号まで、以上10件は、委員長報告のとおり承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第45号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第47号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第48号 建設工事請負契約の締結について、議案第49号 物品売買契約の締結について、議案第50号 権利の放棄について、以上6件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第50号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたします。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、議案第51号 那珂市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第51号 那珂市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例について。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響及び市の財政状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の減額措置を講ずるため、那珂市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例を制定するものでございます。

本条例により、市長、副市長及び教育長へ令和2年6月に支給する期末手当に限り、市長にあっては100分の20を、副市長及び教育長にあっては100分の10を減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

なお、発言の前に、反対賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。自席にてお願いをいたします。

○9番（花島 進君） 議案第51号に反対の意見を述べさせていただきます。

ただいま市長から説明がありましたとおり、最近のコロナ被害に鑑みて減額するというお話でした。私は全くそれに納得できません。まず第一に、そもそも報酬というのはどういうものかということを考えたときに、その仕事に対して与えられるものです。このコロナ危機の中、むしろ市長や教育長、副市長の仕事はふだんよりも多くなっているのではないかと推察するところですが、にもかかわらず減額するというのとは一つわかりません。

もう一つは、市長は政治家ですね、選挙で選ばれる政治家です。私たちと同じように。政治家は公職選挙法によって、自分の選挙区の中のいろんな会とか団体のところに寄附できません。それは那珂市に対しても同じです。寄附できないことになっています。今の理由ですと、あたかも那珂市に寄附するような内容を条例を決めて、違法にならないようにしているという形に私はとれるんです。やっぱりそういうのはよくないと思っています。

そもそも、市長なり執行部が市長の報酬、市長だけじゃないですが、高過ぎると考えて減額したいという提案であれば、私は反対する理由はないです。ですが、この6月期に限り一時だけ減らすというのは、あたかも何か形だけみたいな形になります。ですから、賛成できません。

振り返って、私の経験で、私は昔、公的な法人、日本原子力研究所に勤めていたんですが、もう何十年も前になるんですけれども、国が財政赤字ということで国家公務員の人事院勧告が出たにもかかわらず賃金上げをしなかったという時期がありました。それに合わせて、公的機関である我々も賃金上げなしということになったんです。私は当時、たまたま労働組合の役員をやっていたので、その向こうが言う団体交渉に出席しまして、かなり腹が立ちました。私は原研入って数年だったのですけれども、夫婦仲が悪くなるほど一生懸命仕事してまして、その中で、そんな見かけだけのことで減らすなんてふざけんという話で、減らすんじゃないんですけれどもね。そのときの労務担当理事の言い分が、民は汗水垂らして働い

ているので、官は籠を垂れるみたいなことを言ったんです。まるで我々が汗水垂らして働いていないかのような言いぶりでした。ちょっとそういうのはよくないですよ。

市長の気持ちは分らないではないです。ですけれども、今市長がそういうふうに、籠を垂れるみたいなことをやるということは、行く行くはほかの部分にも求めていくことになりかねないですね。あるいは、社会がそういうことを認めるということになるということも私は懸念するわけです。

ですから、この先、市の職員なり何なりが、減額の圧力、あるいは公務員全体かもしれませんが、来るかもしれません。それで、今のコロナ被害に関連して、国は物すごい金を使っていますね。何百兆円になるんじゃないですかね、そろそろ。100兆を超える。前の財政赤字のときも同じように、財政赤字だからということでしたけれども、今その金額に比べて、はるかに増えています。私は、それを何とかしなきゃならないというのは思っています。

私自身で言えば、コロナ被害で減収というのはないわけです。ないんです、幸いにして。ですけれども、やっぱり被害に対して自分が何かやるとなると、那珂市内には寄附できませんから、そのほかの団体に寄附したり自分の活動内でやれることをやるというふうにやろうと思っています。

もう一つ大事なことは、国が物すごいお金を使っているということは、それは誰かが負担しなきゃならない。ですから、今後、所得税などの増税などで負担する覚悟はあります。そういう気持ちでいます。ですから、社会の制度として、きちっとこのコロナ危機に対応することが大事であって、個人の気持ちだけでやるというのはローカルな話でしてほしいんです。つまり議案などに持ち込んでほしくないということです。

以上をもちまして、私はこの議案に反対です。

○議長（福田耕四郎君） 以上で通告討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 着席を願います。

起立多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、日程第3、議案第52号 令和2年度那珂市一般会計補

正予算（第3号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の令和2年度那珂市一般会計補正予算（第3号）をお開き願います。

議案第52号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第3号）について。

提案理由でございます。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,583万2,000円を追加し、271億894万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については特別職人件費において、市長及び副市長の期末手当を減額するものでございます。

民生費については学童保育事業において、民間学童保育所の利用料減免事業に係る補助金を、民間保育所等支援事業において、地域子育て支援センターの感染症予防対策に係る委託料を、子育て支援センター事業において、玩具消毒乾燥機等の物品購入費等をそれぞれ増額し、ひとり親世帯臨時特別給付事業において、国による児童扶養手当受給世帯への給付に係る交付金等を計上するものでございます。

衛生費については、3歳児健康診査事業及び1歳6か月児健康診査事業において中止した集団健診の対象者に対する個別の歯科検診実施に係る委託料を、子育て世代包括支援センター事業において、民間が実施する子育て支援家庭訪問事業の感染症予防対策に係る補助金をそれぞれ増額するものでございます。

商工費については、商工業者緊急応援事業において、国の雇用調整助成金の申請支援に係る補助金を計上するものでございます。

消防費については、避難所整備事業において、避難所の感染症予防対策に係る備品購入費等を増額するものでございます。

教育費については、教育長人件費において教育長の期末手当を減額し、小学校、中学校それぞれの感染症臨時対策事業において感染症予防対策並びに学習支援に係る備品購入費等を、就学奨励事業において収入が減少した世帯への学用品費等の給付に係る扶助費を、給食センター運営事業において夏休み期間の給食提供に係る食料費等をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において分担金及び負担金を減額し、国庫支出金、県支出金、繰越金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第52号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。これより討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島 進議員。

○9番（花島 進君） 反対のために討論をするつもりでした。

先ほど決まりました議案第51号が決まれば、私の意に反して決まってしまったんですが、反対する理由はなくなったと思っています。

反対しようと思った理由は、市長、副市長、教育長の期末手当の減額の予算が入っていたからでありまして、その部分が承認された以上、事務を混乱させるための反対はするつもりはございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） これより議案第52号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 着席を願います。

全会一致であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎選挙第6号の上程、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、選挙第6号 那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定をいたしました。

続いて、お諮りをいたします。指名の方法においては、議長において指名することにした
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については、議長において指
名することに決定をいたしました。

那珂市選挙管理委員会委員に次の方を指名をいたします。

なお、敬称は省略をさせていただきます。

那珂市額田東郷、成田昭夫。同じく、那珂市田崎、佐藤康雄。那珂市飯田、鈴木一司。那
珂市門部、萩谷博美。

以上の方を指名をいたします。

続いて、那珂市選挙管理委員会補充員に次の方を指名をいたします。

第1位、那珂市額田東郷、片野雄三。第2位、那珂市戸、寺門輝雄。第3位、那珂市鴻巣、
勝山 昇。第4位、那珂市南酒出、高村和正。

以上の方を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を那珂市選挙管理委員
会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました成田昭夫、佐藤康雄、鈴木一司、萩谷博美、以上の方が那珂市
選挙管理委員会委員に、1番、片野雄三、2番、寺門輝雄、3番、勝山 昇、4番、高村和
正、以上の方が順序のとおり補充員に当選をされました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とい
たします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長か
ら閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本会議に付議された案件は全て議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和2年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする18件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜りまして、いずれも原案どおりご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、令和2年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案等につきまして熱心にご審議いただき、貴重なご意見を多数ちょうだいすることができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

ご承知のように、コロナウイルスの危険にまだまだ立ち向かわなければなりません。市役所一丸となって、これからも市民の安心安全のために努力をしてみたいと考えております。議員の皆様のご協力を改めてお願いを申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後ともご健勝にてご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） これにて令和2年第2回那珂市議会定例会を閉会といたします。

18日間大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会議員 小池 正夫

那珂市議会議員 石川 義光